

龍ヶ崎市新保健福祉施設整備基本構想 2020

令和3年3月

龍ヶ崎市

目 次

1	背景・目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	1
(3)	本計画の位置づけ	1
(4)	施設の配置状況	2
2	現状と課題	3
(1)	保健センター	3
(2)	子ども子育て支援拠点	4
(3)	地域包括支援センター	5
(4)	市役所本庁舎	6
3	施設整備の基本理念	8
4	施設の機能・果たす役割	8
5	建設地・施設規模	9
(1)	建設地	9
(2)	施設規模	9
6	サウンディング型市場調査結果	12
7	市民ワークショップ	12
8	整備手法	12
9	事業スケジュール・事業費	12

1 背景・目的

(1) 背景

本市では、平成 25 年度から公共施設再編成に取り組み、社会的需要に応えながら公共施設等で提供する必要性の高い機能を確保した上で、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指してきました。

この取組の一つに、保健センター、総合福祉センター及び地域福祉会館が有する建物面積の不足や老朽化などの課題を解決するために施設を複合化し、新保健福祉施設として延べ床面積の縮減や機能向上を目指して検討を行い、平成 27 年度に「新保健福祉施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、施設整備の基本理念のほか施設の機能や役割について基本構想としてまとめました。

一方、この検討を始めた平成 26（2014）年度から 6 年、基本構想策定からも 4 年が経過し、めまぐるしく変化する社会環境に伴い、各施設の利用状況も変わってきました。また、国の要請により高齢者福祉や児童福祉の分野で地方自治体における機能強化が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応といった新たな課題も発生しました。

こうした中で、新保健福祉施設整備に向けて、改めて課題を整理し、健康づくりの中心となる保健センターの機能充実を基軸として、施設に求められる機能や役割について検討を行い、現状に合わせた本市の保健・福祉の拠点となるよう、新たに「新保健福祉施設整備基本構想 2020（以下「基本構想 2020」という。）」を策定するものです。

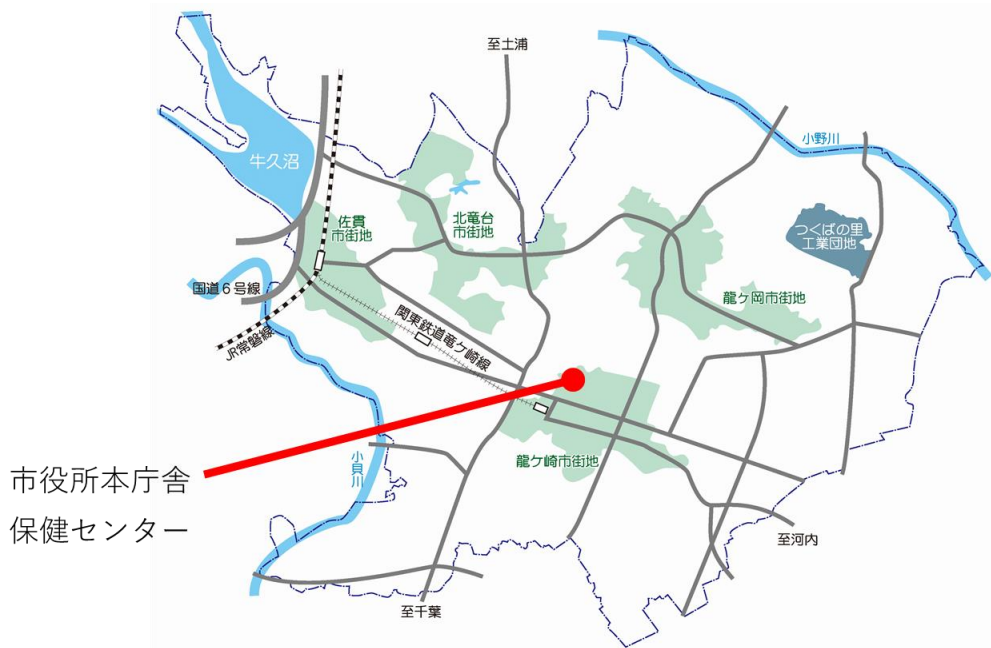
(2) 目的

基本構想 2020 は、新保健福祉施設整備に向けて、保健センター施設等の現状と課題を整理し、基本理念を定めた上で、新たな施設に求められる機能、規模及び立地など基本計画や設計に向けた条件の検討を行うことを目的として策定します。

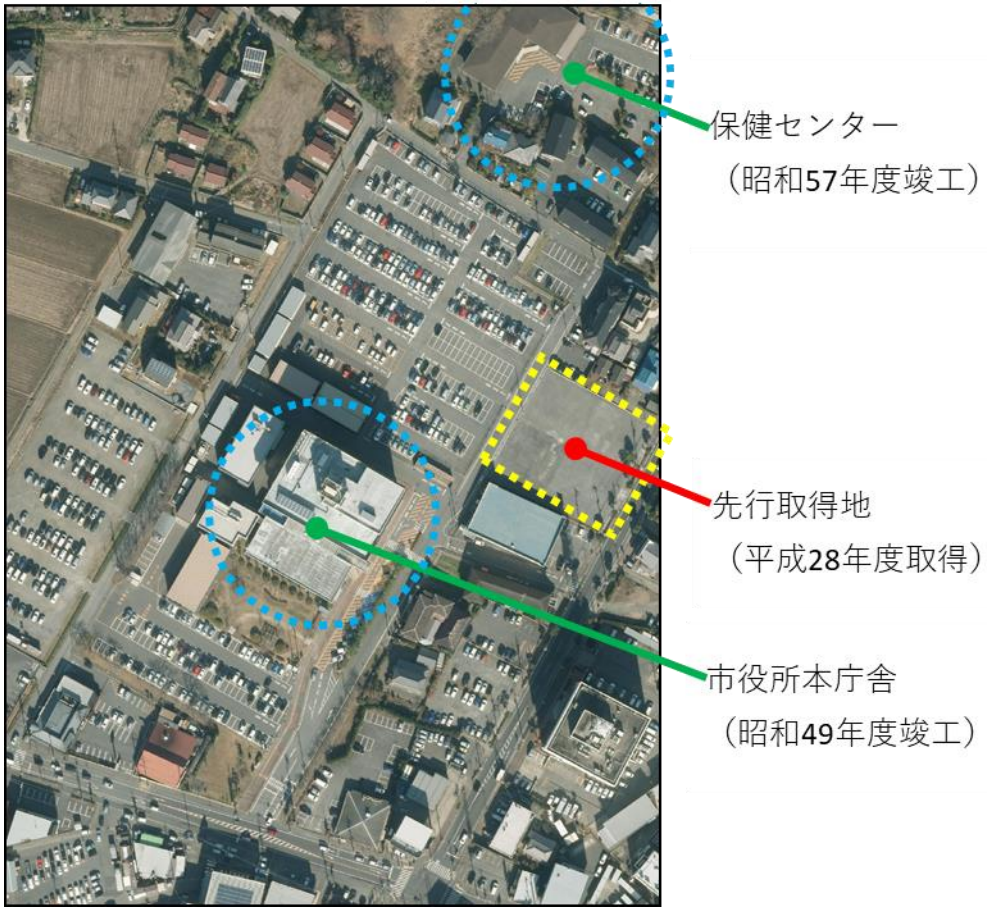
(3) 本計画の位置づけ

基本構想 2020 は、長期的な視点で公共施設やインフラの総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理した「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」及び同計画の中期的な期間における行動計画である「龍ヶ崎市公共施設再編成の第 2 期行動計画」に個別施設の見直しとして提案、位置づけられた新保健福祉施設に係る部分を読み替えるものとなります。

(4) 施設の配置状況



市役所本庁舎
保健センター



2 現状と課題

(1) 保健センター

保健センターは、市民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスの拠点とするとともに、市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の場に資する施設として昭和 57（1982）年度に竣工し、昭和 58 年度から共用を開始しました。

当センターを取り巻く環境は、共用開始当時と比べ人口や年齢構成にも変化が生じており、女性の社会進出や少子高齢化が進むなど社会情勢が変化し、所管事業においても母子保健法・予防接種法など関係する法令の改正や健康増進法、がん対策基本法の施行など、より細分化された多岐にわたる事業を行っていることから、健康診査時の検診・待合スペースが十分に確保できない状態となるなど、施設が狭隘化している状況にあります。

また、竣工から概ね 40 年が経過し、施設の老朽化による大規模改修が必要な時期となってきたほか、敷地についても大半が民有地となっており、土地の賃借料が年間約 470 万円掛かるなど、施設維持の費用面も含めて施設の在り方を見直す時期にきています。

このような中、当市では、「子育て環境日本一」を重点目標に掲げ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を積極的に行っており、当センターは、その中心として、妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に対応した総合的な相談や支援を行う「子育て世代包括支援センター（法律上は「母子健康包括支援センター」）を、法定化される前の平成 28 年度に設置し、こども家庭課の「子ども家庭総合支援室」と連携を図りながら、母子保健コーディネーターによる様々な相談支援や情報提供に努めています。

これからの保健センターは、当支援センターの機能強化に伴い、新たにスタッフや事業実施のための部屋などが必要となるほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染症予防に関する機能強化も求められており、関係する各部署との連携強化や利用者の利便性向上において、当センターが市役所本庁舎から離れていることが課題として挙げられます。

◇子育て世代包括支援センターなど新たな役割が求められている

◇「子育て環境日本一」に向けて関係課の連携強化など利用者の利便性の向上が求められている

◇高齢者などの増加及び事業拡充に伴い施設が狭隘化している

◇施設の老朽化が進むとともに継続して土地の賃借料の負担が必要となっている

■施設の概要

設置目的	市民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスの拠点とするとともに、市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の場とする
事業内容	成人保健事業、食生活改善推進事業、がん・婦人科・生活習慣病健康診査等事業、母子保健事業、乳幼児・妊産婦健康診査等事業、子育て相談事業、疾病予防事業、小児・成人予防接種事業など
施設内容	<input type="checkbox"/> 竣工年度 昭和 57(1982)年度(平成 6 年度 一部増築) <input type="checkbox"/> 経過年数 38 年 <input type="checkbox"/> 構造・階層 鉄筋コンクリート造・平屋建

	<input type="checkbox"/> 敷地面積 4,435 m ² (うち借地面積 3289.11 m ²) <input type="checkbox"/> 延床面積 806 m ²
職員数	正職員 17名 会計年度任用職員など 11名
利用者数	(令和元年度実績) がん検診 5,175人 乳幼児健診 1,979人 母子手帳交付 409人 健康教育 513人 健康相談 187人 特定保健指導 327人 その他 429人 合計 9,019人
管理運営費費用	(令和元年度実績) 需用費(光熱水費等) 3,009千円 役務費(通信運搬費等) 366千円 委託料(施設清掃等) 1,085千円 使用料賃借料(土地賃借料) 4,781千円 その他 2,129千円 合計 10,285千円

(2)子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭総合支援室)

子ども家庭総合支援拠点は、平成28年度の児童福祉法の改正により、「児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない」とされたもので、国では、平成29年度から「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱を定め、運用を開始しています。

当市では、本要綱に基づき、「龍ヶ崎市子ども家庭総合支援室の運営に関する要綱」において必要な事項を定め、令和2年度からこども家庭課に「子ども家庭総合支援室」を設置し、市内に居住するすべての子ども、その家庭及び妊産婦等を対象に相談・支援を行っています。

当支援室は、保健センターに設置している「子育て世代包括支援センター」と適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて一体的な支援を継続的に実施していくことが重要です。特に要保護児童や要支援児童などに関する情報について、速やかに、「子育て世代包括支援センター」と情報を共有し、支援につなげていくことが求められています。

これからの当支援室には、児童虐待防止対策の強化等の社会情勢を鑑みると、専門職員の確保や相談スペースなどの施設面での強化がより一層求められてくるものと考えられますが、当支援室がある本庁

舎1階は狭隘化しており、相談スペースや相談時におけるプライバシーの確保が十分でなく、安心して相談できる環境とは言えない状況であることが課題として挙げられます。

- ◇「子育て環境日本一」に向けて関係課の連携強化など利用者の利便性の向上が求められている
- ◇プライバシーの確保など子ども連れでも安心して相談できる環境整備が必要となる
- ◇子ども家庭総合支援室の機能強化に向けた事務スペースの確保が必要となる

■こども家庭課の概要

事業内容	子ども・子育て支援事業, こどもまつり開催事業, 公立保育所の管理運営, さんさん館の管理運営, 駅前こどもステーション管理運営, 保育士等支援事業
施設内容	本庁舎1階 □事務室面積 約 80 m ²
職員数	正職員 15名 会計年度任用職員など 5名

(3) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に規定され「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的に、地域支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されています。

当市では、平成18年度から平成23年度まで、社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会への委託しておりましたが、平成24年度からは、より一層の機能強化を図るため市が直接運営しています。

当センターは、従来行っている業務に加え、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議への取組の強化、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、その取組を継続的に行うため、高齢者の増加に合わせた組織体制の整備を行っていくことが必要となっています。

また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるために、専門職種や多様な住民活動を含めた多職種相互の連携により、高齢者の状況や変化に応じて継続的に支援を行えるよう、地域包括ケアシステムを構築するため、その実施主体である当センターの役割は今後益々重要になってきます。

以上のことから、これからの地域包括支援センターは、専門職員の確保、相談や介護予防事業実施のためのスペースなどの施設面での充実がより一層求められてくるものと考えられますが、現在、当センターがある本庁舎1階は狭隘化しており、相談スペースやプライバシーの確保が十分とは言えない状況であることが課題として挙げられます。

- ◇高齢者の増加に伴い引き続き事業推進・機能強化が必要となる
- ◇在宅医療・介護連携など各事業において一層の人員増を図る必要がある
- ◇利用者が安心して相談できる場所、年間を通じて事業を実施できる場所などの環境整備が必要となる

■健幸長寿課の概要

事業内容	健幸づくり推進事業, 通所型介護予防事業, 介護予防普及啓発事業, げんきあっぷ! 応援事業, 健幸マイレージ事業, まいん「健幸」サポートセンター管理運営など
施設内容	本庁舎1階 □事務室面積 約 80 m ²
職員数	正職員 14 名 会計年度任用職員など 4 名

(4)市役所本庁舎

市役所本庁舎は昭和 49 年に竣工し旧耐震基準に基づき設計された建築物ですが, 平成 10 年度に耐震補強工事を実施し耐震化が完了しています。

現在は, 市長部局においては 7 部 30 課, 教育委員会においては 3 課のほか市議会事務局及び監査委員事務局など 3 課が本庁舎内に配置されています。

竣工時と比較し, 本市の人口が増加したほか, 社会情勢の変化に伴い福祉分野や商工分野をはじめとして, 業務が多様化・増加したことなどにより, 来庁者の相談スペースの不足や事務室の狭隘化が課題となり, 本庁舎内の会議室を事務室に転用するなどにより対応したものの, 解決までには至っていません。

特に, 1 階部分は市民の利便性に配慮し市民生活に直結する課を配置していますが, 事務スペースの不足から, コミュニティ推進課など市民が訪れる機会の多い部署を 4 階に配置せざるを得ない状況もあり, ほかにも相談スペースや待合スペース, 日常的に行われる内部ミーティングスペースについても不足しているなど, 利便性向上についても課題として挙げられます。

◇相談や待合スペースが十分でない

◇市民が多く訪れる課を4階に配置しているなど利便性向上が課題となっている

◇業務の多様化・増加によりミーティングスペースが確保出来ないなど事務スペースが不足している

■施設の概要

設置目的	市の事業又は市の事業の用に供することを目的とする
事業内容	戸籍等証明書の交付, 福祉・教育・道路等の申請, 届出等の手続, 市議会の開催など
施設内容	(本庁舎) □竣工年度 昭和 49(1974)年度(平成 10 年度 耐震補強工事) □経過年数 46 年 □構造・階層 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・地上 6 階, 地下 1 階 □敷地面積 26,136 m ² (市有地) □延床面積 7,286 m ²

職 員 数	正職員 367 名 会計年度任用職員など 113 名
管理運営費費用	(令和元年度実績) 需用費(光熱水費等) 19,300 千円 役務費(通信運搬費等) 6,186 千円 委託料(庁舎総合管理等) 44,187 千円 使用料賃借料(第 2 庁舎土地賃借料など) 2,596 千円 工事請負費 147,785 千円 その他 104 千円 合計 220,158 千円 ※庁舎総合管理, 消耗品費を除き, 本庁舎分のみ計上

3 施設整備の基本理念

新保健福祉施設は妊婦からこども，子育て世代，高齢者まで全ての市民が健康で安心して暮らし続けるため，健康づくりや子育ての総合的な支援の中心となる施設とします。また，分散している機能を1箇所にまとめることで相乗効果を生み，市民の利便性を最大限に高めます。

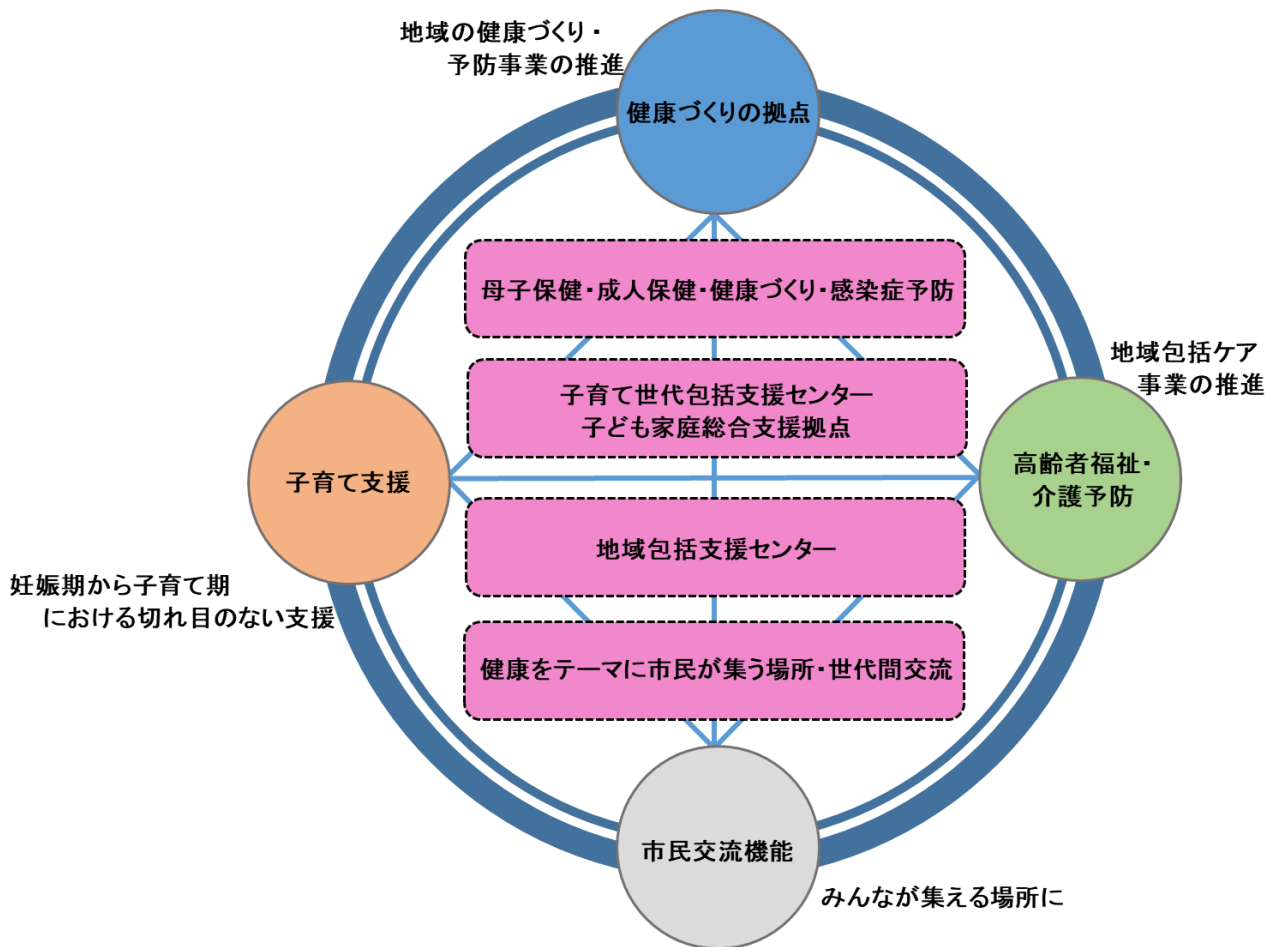
健康づくりや子育て支援、介護予防サービスを強化・集約するとともに，市民ワークショップでの「みんなが手と手をとって繋がり集える施設にしたい」という思いを踏まえ，健康をテーマに市民が気軽に立ち寄れる世代間交流機能を新たに加えることで，

「市民が生涯にわたり健康で安心して暮らし続けるための支援拠点」

となることを基本理念として施設整備を進めます。

4 施設の機能・果たす役割

新保健福祉施設は，保健センターを中心に子ども家庭総合支援拠点，地域包括支援センターなどの機能のほか，市民交流機能を加えます。



5 建設地・施設規模

(1) 建設地

施設の建設地は、十分な面積を有するほか、交通アクセス、利用者の利便性及び将来の市庁舎の建替えなども考慮し、新保健福祉施設の建設候補地として先行取得した用地（現在は、市役所東側駐車場として利用）とします。

【建設地の概要】

所在地	龍ヶ崎市字寺後 3543 番地
面積	約 2,400 m ²
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第 2 種住居地域
建ぺい率／容積率	60％／200％
高度指定／防火地域	無し
その他建築制限	道路斜線制限 1:1.25 隣接地斜線制限 20m + 1:1.25

(2) 施設規模

施設規模は、多くの課題を解決し市民の利便性向上が可能な規模としながらも、ライフサイクルコスト（建物の建設費・維持管理費）の縮減をねらい、過大とまらない施設規模とします。

また、健診室や会議室を多用途に活用するほか、使い方に合わせて間仕切りを変化させることで自由度の高い使い方を可能にするなど、時代のニーズに合わせて効率的・効果的に利用できる施設とします。

なお、ここに記した各室の床面積などについては、基本設計に向けた概算の面積であり建物の構造や動線を考慮していないことから、今後の設計段階において、建物形状をはじめとして構造、利便性及び効率性などについて詳細な検討を行いながら各室の床面積などを決定します。併せて、整備面積を上限としてライフサイクルコストの縮減を目指します。

また、感染症予防対策などについては、国などの動向を踏まえ必要な機能を加えていきます。その際も、整備面積を超えないよう努めます。

整備面積	2,900 m²
-------------	----------------------------

【整備面積の内訳】

◇健康づくりの拠点 840 m²

区分	床面積	備考
検診室	300	主に検診室として使用。可動間仕切りを備え多様な使用に対応
予防接種準備室	30	
栄養実習室	90	
栄養指導室	20	
母子指導室	70	
資料展示室	30	
感染症予防対策備品倉庫	100	緊急対応分を常備
事務室	200	相談スペース含む

◇子育て支援の拠点 150 m²

区分	床面積	備考
子ども家庭総合支援拠点	150	相談スペース含む

◇高齢福祉・介護予防の拠点 250 m²

区分	床面積	備考
地域包括支援センター	150	相談スペース含む
介護予防事業室	100	主に介護予防事業で使用。会議室など多様な使用に対応

◇新たな機能 400 m²

区分	床面積	備考
市民交流機能など	400	

◇共用・施設管理部分 1,260 m²

区分	床面積	備考
会議室	110	2～3室
相談室	30	3室程度、こども同伴の相談者に対応した部屋
授乳室・キッズルーム	30	
安静室	10	
玄関・廊下・階段など	770	国土交通省「新営一般庁舎面積算出基準」による

トイレ・洗面所	40	〃
洗濯室・給湯室など	20	〃
機械室・電気室など	250	〃

6 サウンディング型市場調査

新保健福祉施設の有効活用の検討にあたり、民間事業者から広く意見、提案を求めて対話を行い市場性を把握することを目的に、平成 27 年度に調査を実施しました。

サウンディング型市場調査は 4 事業者から応募があり、意見や提案をいただきました。

事業者の意見として、事業方式については市が施設整備を行う方式、運営方法や採算性については駅から離れた立地条件から多数の集客は見込めず独立採算型の事業は難しいとの意見がありました。

また、事業者からの提案として、カフェやレストランなどの市民交流機能のほか、トレーニングを行うスタジオなどの提案を受けました。

7 市民ワークショップ

平成 26 年度に公募市民 11 名及び市役所若手職員 8 名で構成する市民ワークショップを行い、「福祉施設の複合化・多機能化」というテーマで検討を行い意見やアイデアをいただきました。

ワークショップでは、交通弱者でも行きやすい最適な立地が良いとの意見や新たな機能として、市民が行きたいと思う魅力的な場所となると共に世代間の交流が出来る場所の整備を求める意見のほか、機能や業務をスリム化しコスト削減を目指して施設整備を行うなどの意見をいただきました。

8 整備手法

新保健福祉施設の整備手法としては①従来方式（設計・施工を分離して発注する方式）、②DB 方式（設計・施工を一括して発注する方式）、③PFI 方式及び④リース方式が想定されます。

サウンディング型市場調査の結果として②、③及び④についての提案が無かったほか、整備する建築物が健康診断や事務所機能を中心としたものであり、特殊な設備等を有しない一般的なものであることなどから本事業では①従来方式で施設整備を行います。

9 事業スケジュール・事業費

新保健福祉施設の整備期間については、基本・実施設計に 2 箇年、整備工事に 2 箇年を見込んでいます。また、完成後に既存施設の解体工事を実施します。

年度(令和)	事業内容	事業費
3 年度	基本設計	基本設計委託費 25,000 千円
4 年度	実施設計 (既存保健センター解体工事含む)	実施設計委託費 58,000 千円
5 年度	整備工事・工事監理	整備工事費 1,038,000 千円 工事監理委託費 20,000 千円
6 年度	整備工事・工事監理	(2 箇年継続事業)
7 年度	新保健福祉施設共用開始 既存保健センター解体工事	解体工事費 39,000 千円